

11月15日(日)

この選挙は、これから4年間、わたしたちの代表として市政をになう人を選ぶ大切な選挙です。正しい選挙で、明るく豊かな住みよいまちづくりのためにも、棄権することなくあなたの一票を生かしましょう。

投票のできる人

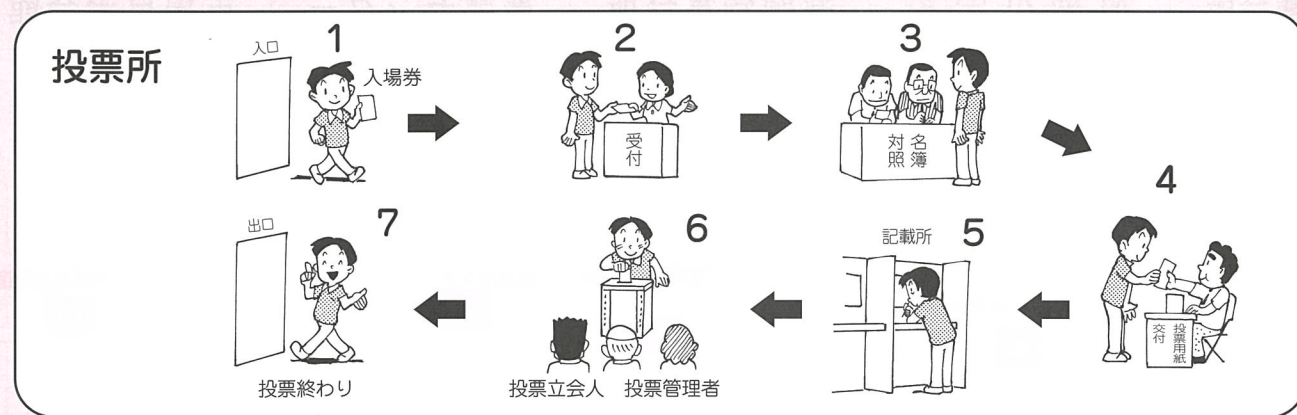
- 平成7年11月16日までに生まれた方
 - 平成27年8月7日までに桶川市に転入の届出をされ、引き続き居住している方
- ※11月14日までに桶川市から転出された方は投票できません。

投票所へは入場券を持って

投票所入場券は、三連の折りたたみ式で「圧着ハガキ」となっており、1通に4人分の入場券が表示されています。両面を開いて、入場券をミシン目にそって切り離し、投票所に出かけるときは忘れずに持参してください。5人以上の世帯へは、複数のハガキが郵送されます。

入場券は受付事務を円滑に行うために発行しています。入場券が投票日までに届かなかった場合や紛失してしまった場合でも投票はできます。入場券は、投票日当日に投票所において再発行をしますので、投票所の係員に申し出てください。(その場合、本人確認のため、少しお待ちいただくことがあります、ご容赦ください。)

投票のしかた(順序)



投票に際しての注意

- ・投票用紙には、候補者氏名を正しくはっきり書きましょう。
- ・二人以上の名前を書いたり、○×その他余分なことを書くと無効になります。

◎選挙公報

投票日の2日前までに、新聞折込みします。

※市役所、公民館、駅、郵便局、農協などにも備えてあります。

桶川市選挙管理委員会・明るい選挙推進協議会

桶川市議会議員一般選挙

投票時間 午前7時～午後8時

期日前投票(不在者投票)について

期日前投票所は市役所(泉1丁目)から市役所分庁舎(上日出谷936-1)に変更しています。

- 期間…平成27年11月9日(月)から11月14日(土)まで
 - 時間…午前8時30分から午後8時まで
 - 必要なもの…入場券(印鑑は不要)
- 理由と投票場所は以下のとおりです。

理 由	場 所
① 区域を問わず、職務もしくは業務または冠婚葬祭の用務に従事する人	桶川市選挙管理委員会(以下「市選管」に略す)(桶川市役所分庁舎会議室1)
② ①以外の用務もしくは事故のため市外に旅行中または滞在中の人(事前に手続きが必要)	市選管または滞在先の選管
③ 疾病、負傷、妊娠もしくは身体等の障害のため歩くことが著しく困難な人	歩行可能な間に市選管または県選管指定病院など

※1 期日前投票をする場合「期日前投票の事由に該当する旨の宣誓書」の提出が必要です。宣誓書は期日前投票所に備えていますが、桶川市ホームページ(<http://www.city.okegawa.lg.jp>)からもダウンロードできます。

※2 上記②に該当する方(長期出張中の場合など)で、滞在先等の選挙管理委員会で不在者投票をする場合、事前の手続きが必要です。手続きに必要な「不在者投票宣誓書(兼請求書)」は、桶川市ホームページからダウンロードできます。

郵便等による不在者投票

この制度は、郵便等により不在者投票ができる制度です。選挙管理委員会に申請をして《郵便投票証明書》の交付を受ける必要がありますので、お早めに申請をしてください。

◎郵便等により不在者投票ができる方

- ①身体障害者手帳をお持ちの方で、
 - ◆両下肢・体幹・移動機能の障害で、1級もしくは2級の方
 - ◆心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害で、1級もしくは3級の方
 - ◆免疫・肝臓の障害で、1級から3級の方
- ②戦傷病者手帳をお持ちの方で、両下肢・体幹障害で特別項症から第2項症又は心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害で、特別項症から第3項症の方
- ③介護保険の被保険者証の要介護区分が「要介護5」の方

◎代理記載ができる方

上記の①及び②に該当する方で、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が1級の方及び戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障害の程度が特別項症から第2項症の方

※投票用紙の請求期限…今回の選挙は11月11日(水)までです。(11月12日(木)以降は請求できません。)

各投票所の場所について、裏面地図をご覧ください。

第1投票所は「立花会館」、第7投票所は「桶川中学校」に変更しています。

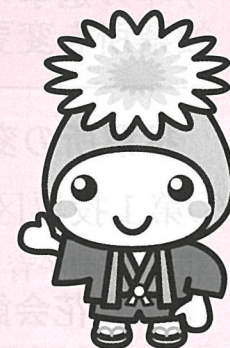
開票

とき…11月15日(日)午後9時 ところ…桶川市立桶川小学校体育館

参観人数…100人

開票速報は桶川市ホームページでも午後10時頃からご覧いただけます。

電話 048-786-3211(代)・内線 1220(事務局) 桶川市役所仮設庁舎内



投票所・投票区域一覧

今年の選挙から次のとおり
投票所を変更しています。

投票所の変更について

○第1投票区

旧：駅前子育て支援センター
新：**立花会館**（南1-8-12）

○第7投票区

旧：桶川市役所
新：**桶川中学校**（泉1—5—10）

期日前投票所の変更について

○期日前投票所

旧：桶川市役所
新：桶川市役所分庁舎
(上日出谷 936—1)

※第8投票区と同じ場所です。

お間違えのないようにお願いします。

投票区	第1投票区	第2投票区	第3投票区	第4投票区	第5投票区	第6投票区	第7投票区	第8投票区
投票所	立花会館	勤労福祉会館	桶川小学校	朝日小学校	桶川集会所(ユニティ)	保健センター	桶川中学校	市役所分庁舎
投票所附近の略図								
投票区域	東1・2丁目 南1・2丁目 寿1丁目	北1・2丁目 寿2丁目	西1・2丁目 国道17号西側の大字加納・大字坂田	神明1・2丁目 朝日1・2・3丁目	若宮1・2丁目	鴨川1・2丁目 泉1丁目(9番～18番)	泉1丁目(1番～8番) 泉2丁目	上日出谷1～1087番地

投票区	第 9 投票区	第 10 投票区	第 11 投票区	第 12 投票区	第 13 投票区	第 14 投票区	第 15 投票区	第 16 投票区	第 17 投票区	第 18 投票区
投票所	日出谷団地集会所	児童発達支援センター分室 (桶川西小学校内)	勤労青少年ホーム (さくらフレンド)	桶川東小学校	坂田 保 育 所	加納中央集会所	加 納 小 学 校	薬師堂集会所	農業センター	市場自治会館
投票所 附近の 略 図										
投票区域	上日出谷 1088～1324番地 下日出谷 836～844番地 〃 848・865番地 (市道62号線東側) 〃 849～864番地 〃 866～997番地	下日出谷 1～835番地 〃 845～847番地 〃 848・865番地 (市道62号線西側) 〃 1325～1516番地 下日出谷西 1・2・3丁目	末広 1・2・3丁目	坂田 1～254番地 〃 476～480番地 〃 516～531番地 〃 606～609番地 〃 723～735番地 坂田東 1・2丁目 坂田東 3丁目 1～23・27	坂田字目沢(国道17号東側) 坂田 971番地 〃 1021～1094番地 〃 1172～1617番地 坂田東 3丁目 24～26	加納(国道17号東側) 篠津、五丁台 赤堀 1・2丁目	坂田 532～540番地 〃 548～577番地 〃 689～718番地 〃 759～965番地 〃 977～1020番地 〃 1095～1171番地 舎人新田、小針領家、倉田	川田谷 1～1017番地 〃 1112～1807番地	川田谷 1018～1111番地 〃 1808～4894番地	川田谷 4895～9010番地

あなたの投票所をもう一度確かめましょう。

※駐車場に限りがある投票所もありますので、ご注意願います。